

広第613号  
平成27年12月3日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項  
について（通達）

岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令（平成18年岐阜県警察訓令第15号。以下「訓令」という。）の解釈及び運用については、これまで「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令の解釈及び運用基準」（平成18年3月23日付け広第222号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところ、この度、訓令の一部を改正したことに伴い、別添「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項」を制定し、平成27年12月3日より運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

## 岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項

### 第1 個人情報の管理体制

#### 1 総括個人情報管理者（第3条関係）

総括個人情報管理者は、警察本部長を補佐し、岐阜県警察における個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

#### 2 個人情報管理者（第4条関係）

個人情報管理者は、当該所属における個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。

#### 3 個人情報管理担当者等（第5条関係）

- (1) 個人情報管理担当者は、個人情報管理者を補佐し、当該所属における個人情報の管理が円滑に処理されるよう所属の職員に対して指導及び教養を行うほか、個人情報管理者が特に命じた事務を処理すること。
- (2) 個人情報管理者は、当該所属における個人情報を管理するに当たり事務が複雑多岐にわたり、個人情報管理者自ら管理することが困難な場合等個人情報の適正な管理に支障が生ずると認める場合には、個人情報管理担当補助者を置くことができる。
- (3) 個人情報管理者は、当該所属において個人情報管理担当補助者を指名又は変更したときは、適宜の方法により総括個人情報管理者（総務室広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）経由）に報告すること。

### 第2 個人情報の適正な取扱い

#### 1 職員の責務（第6条関係）

県警察の職員（非常勤職員、臨時的任用職員及び雇員を含む。以下同じ。）は、職務上知ることができた個人情報について、個人情報管理者等の指示に従い、訓令で定める個人情報の正確性及び安全性の確保等の規定を遵守し、個人の権利利益の侵害を防止する旨を明記したものである。

「職務上知り得た個人情報」とは、職員が職務の遂行に関連して知ることのできた全ての個人情報をいい、自ら担当する職務に関するものはもちろんのこと、担当外であっても職務の遂行に関連して知り得たものも含まれる。

なお、職員であった者についても同様の責務を有するものである。

#### 2 正確性の確保（第7条関係）

収集された個人情報は、個人情報取扱事務の目的に沿って利用されるものであるが、公文書に記録されている個人情報の内容に誤りがあった場合は、これがそのまま利用されることにより誤った判断等が行われ、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、それぞれの個人情報取扱事務の目的に応じて個人情報の正確性を確保する旨を明記したものである。

#### 3 安全性の確保（第8条関係）

個人情報の漏えい事案等が発生した場合、個人の権利利益が侵害されるおそれが増大することとなるため、個人情報取扱事務の目的以外の目的で個人情報が取り扱われることがないように安全性の確保に努める旨を明記したものである。

個人情報の安全性については、情報セキュリティの一環でもあり、個人情報保護のための管理体制が、岐阜県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年岐阜県警察訓令

第15号)、岐阜県警察における公文書の取扱いに関する訓令(平成13年岐阜県警察訓令第15号。以下「公文書訓令」という。)等に基づき一体的に運用されることにより確保するものである。

なお、本条においては、職員以外の派遣労働者(労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者)についても、同様の措置を講ずること。

#### 4 業務の委託(第9条関係)

個人情報取扱事務を委託する場合、個人情報の漏えい防止等必要な措置を講ずる旨を明記したものである。

再委託を承諾する際には、再委託を受ける者においても同様の措置が講じられるようにしなければならない。

なお、運用するに当たっての必要事項については、別に定めるところによる。

#### 5 提供の際の措置(第10条関係)

個人情報管理者は、個人情報を岐阜県警察以外のものに提供する場合、提供に係る個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、速やかに、提供先に対して個人情報の保護のための必要な措置を講ずるよう求めること。

「必要があると認めるとき」とは、提供する個人情報の内容、提供の形態、提供先における使用目的、使用方法等を勘案して個人の権利利益の保護のために必要があると認められる場合をいう。

「その他必要な事項」とは、提供に係る個人情報の使用目的又は使用方法の制限のほか、提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限、消去・返却等使用後の取扱い等が考えられる。

「講じた措置の状況を確認する」とは、提供先に措置要求した事項の遵守状況を確認することをいい、その結果措置要求が遵守されていない場合には、その後の提供を停止したり、提供した個人情報の返却を求める等個人の権利利益の保護のために必要な措置を講じなければならない。

#### 6 特定個人情報の取扱い(第11条関係)

特定個人情報は、個人情報に包含されるものであるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の趣旨に照らし、さらに厳格な管理措置を講ずる旨を明記したものである。

「保管・保存場所及び管理方法の指定」とは、施錠可能な書棚等への保管・保存、アクセス制御の実施等の物理的及び技術的安全管理措置を講ずることをいう。

「適正な取扱いを確保するために必要な措置」とは、

- ・特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域の指定
- ・複数の所属で取り扱う場合の各所属における役割分担
- ・特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)の取扱状況を確認する手段の整備
- ・個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)が記載された書類を送付する場合、送付先が受領した事実を証明可能であり、かつ、配送中の紛失等が生

じた場合の責任の所在が明確となる方法の利用  
などが考えられる。

なお、個人情報管理者は、当該所属において特定個人情報ファイルを作成する際には、当該業務主管課から特別な指示がない限り、管理台帳（別記第1号様式）、管理簿（別記第2号様式）及び取扱記録簿（別記第3号様式）を整備し、これに記録するものとする。

### 第3 個人情報の不適正な取扱い等に関する措置

#### 1 苦情の処理（第12条関係）

個人情報管理者は、当該所属の職員が取り扱う個人情報に関する苦情を認知したときは、当該苦情を迅速かつ適正に処理するために必要な措置を講ずる旨を明記したものである。

本条にいう「苦情」とは、職員による個人情報の取扱いに対するものや紛議事案等に限らず、条例の運用に関するものも含まれる。

#### 2 事故発生時等の措置（第13条関係）

個人情報管理者は、当該所属において個人情報が記録された公文書の紛失、個人情報の漏えいその他の個人情報の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、再発防止のための措置を講ずるとともに、事故の概要を個人情報に係る紛議・事故等発生報告書（別記第4号様式）により総括個人情報管理者（広報県民課長経由）に速報し、当該個人情報の保護に必要な指揮を受けること。

なお、発生した事故が特定個人情報に係るものであったときは、総括個人情報管理者は、個人情報保護委員会（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第50条に規定する個人情報保護委員会をいう。）が定める手続により、同委員会に速やかに報告すること。

#### 附 則

この解釈及び運用上の留意事項は、平成27年12月3日から施行する。

#### 附 則（平成27年12月24日付け広第662号）

この解釈及び運用上の留意事項は、平成28年1月1日から施行する。

#### 附 則（平成28年2月22日付け広第67号）

この解釈及び運用上の留意事項は、平成28年2月22日から施行する。

【別記様式省略】